

# 教育委員会議事録

令和元年6月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録  
(令和元年6月定例会)

- 1 日 付 令和元年6月28日(金)
- 2 場 所 えびなこどもセンター301会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 松樹 俊弘  
教育委員 海野 恵子 教育委員 平井 照江  
教育委員 酒井 道子
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 萩原 明美  
参事兼教育総務課長 中込 紀美子 就学支援課長兼指導主事 小林 丈記  
参事兼教育支援課長 和田 修二 教育支援課教育支援担当課長 浅井 大輔  
学び支援課長 外村 智昭 教育総務課文化財係長 押方 みはる
- 5 書 記 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件  
日程第1 報告第15号 令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について  
日程第2 議案第20号 国指定史跡相模国分寺跡用地取得の申し出について  
日程第3 議案第21号 海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正について
- 8 閉会時刻 午後3時30分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会6月定例会を開会いたします。

本日は傍聴の希望者がございますので、それでは、教育委員会会議規則第19条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

今会の署名委員は、平井委員、松樹委員にそれぞれよろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、**教育長報告**をいたします。主な事業報告でございます。

5月16日(木)は、教育委員会5月定例会でございました。その日にえびなっ子しあわせプラン推進会議がございました。

17日(金)は、5月教頭会議でございます。

18日(土)は、今年もひびきあい塾開講式がありました。

19日(日)は、海老名市学童保育クラブ連絡協議会総会がございました。

20日(月)は、平成31年神奈川県都市教育長協議会総会がございました。大雨に関する対応準備・学校への情報提供も、5月20日にあったのだなと思っているところでございます。

21日(火)は、登校時大雨対応(通常どおり・パトロール)をしたところでございます。ただ、午後は大雨対応により一斉下校をさせました。最高経営会議がございました。

22日(水)は、週部会、教育支援センター運営協議会と、その日の午後から全国都市教育長協議会的総会並びに研究大会のため、富山市に3日間、出張したところでございます。全国都市教育長協議会定期総会ではいろいろな市の方々がいらっしゃって、文部科学省の説明がありました。今年、文部科学省としてはこのような形で教職員の働き方改革を進めていただきたいと思います、各市町村で対応をよろしく願いますということをお話されたら、各市町村の教育長がみんな、人数増やしたら事は済むだろうとかなんとか、結構大騒ぎになりました。

27日(月)は、東柏ヶ谷小学校でハイイロゴケグモ対応をしました。海老名市学校給食検討委員会がございました。

28日(火)は、登戸の事件に関する対応(登校時青パト巡回)をしました。市長定例記

者会見がございました。道徳指導法講座（柏ヶ谷中学校）は、体育館で小中学校の先生方が周りを囲んで、筑波大学附属小学校の先生がいらっしゃって、柏ヶ谷中学校の子どもたちを相手に道徳の授業を行い、それを多くの先生たちが実際に見るといような内容でした。去年は海老名小学校で行われたものでございます。

29日（水）は、登校時青パト巡回パトロールということで、登戸の事件を受けてのものでございます。週部会、えびなっ子しあわせ懇談会（外部評価）、本日の会議の後にもあります。海老名市三師会総会がございました。

30日（木）、31日（金）は、教育委員の皆さんと関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会（山梨県）に行ってきたところでございます。

6月に入りまして、1日（土）は、小学校運動会、皆さんにも、出張後で本当に大変なところですが、6校の運動会に参加していただきました。海老名市単位PTA会長会がございました。

3日（月）は、朝のあいさつ運動（門沢橋小学校）、市議会第2回定例会本会議（開会）がございました。学校応援団連絡会がありました。その日に一般質問答弁対応がありました。きょうこの後、教育部長から議会の概要は説明いたします。

4日（火）は、一般質問部内ヒアリングを行いました。

5日（水）は、週部会、学校ICT活用推進協議会がございました。

6日（木）は、奨学生選考委員会がありました。学校保健会総会・講演会、連合運動会実行委員会が行われました。

7日（金）は、6月校長会議があつて、中新田小学校イングリッシュデイでした。教職員互助会ボーリング大会ということで、先生方のボウリング大会に市教委も何チームか、参加したところでございます。

10日（月）は、大谷小学校朝会で、今年から朝会は地域の方々からお話を伺う形にしまして、大谷小学校は学校応援団等をやっている方、また、大谷歌舞伎をやっている方々が地域で子どもたちにかかわっているということで、2人の方に来てもらってお話をさせていただきました。特別支援学級親の会がございました。社会を明るくする運動推進委員会がありました。海老名警察署管内学校警察連絡協議会がありました。海老名市修学旅行検討委員会がありました。これだけあると、本当に挨拶をしに飛び回っているような感じですが、そんな日でございました。

11日（火）は、有馬中学校朝会ということで、教育実習生と、職員の工藤摩織さんと、

市議会議員の森下賢人さんと、先生で、今、市教育委員会で働いている大矢さん等、卒業生で地域で活躍している人たちがそれぞれの年代で話をしてもらいました。給食異物混入対応をしたところでございます。

12日（水）は、週部会で、ラグビーワールドカップ100日前給食実施は新聞等でも、また、テレビでも取り上げられました。教育支援委員会がありました。教育委員会6月臨時会ということで、皆さんで奨学生の選考についてご決定をいただきました。

13日（木）は、トンガ王国学用品寄付運搬、私も横浜に行って、運んできました。海老名のシンボルを再現する会合ということで、市民の方々の有志なのですけれども、要するに映像で見られるようなものを相模国分寺跡に七重の塔を再現しようということで、今、動きがあるということでございます。

14日（金）は、海老名市社会教育委員会議がございました。

15日（土）は、P T A指導者研修会ということで、その後、教育委員さん方も含めて海老名市P T A連絡協議会、教育委員・教育長と語る会ということでご出席をいただいたところでございます。

17日（月）は、今泉小学校朝会でP T A会長等の歴代の方々に来ていただいて、子どもたちに、こういう方々、保護者の代表の人たちがいて、学校が成り立つのだよということで話をしたところでございます。小中一貫教育担当者がございました。

18日（火）は、市議会第2回定例会一般質問で、夜は相模獣医師会総会がございました。

19日（水）は、市議会第2回定例会一般質問の2日目でございます。

20日（木）は、19日に起きた愛川での受刑者逃走事案への対応ということで、登校時パトロール。大和税務署青色申告会代表者面会は、去年からそうなのですけれども、中学校で授業をしていただくということで、挨拶に見えられました。教育課題研究会で皆さんに来ていただきました。週部会もありました。

21日（金）は、20日と同じように登校時パトロールを行ったところでございます。市議会第2回定例会本会議（閉会）がありました。外国語教育担当者会、海老名市えびなっ子しあわせ懇談会（外部評価）、小学生姉妹都市交流説明会で、白石に行く子どもたち4名の保護者の方もいらっしやって、その説明会をしたところでございます。

22日（土）、23日（日）はえびなロボットコンテスト（作成）（大会）で、22日はこどもセンターで子供たちがプログラムを作成して、23日の午後にマルイの前で大会をしたとこ

ろでございます。

24日（月）は、有鹿小学校朝会で、卒業生ですけれども、海老名市で活躍する内野優市長をお呼びして、話をしたところでございます。学校地域ネットワークづくり運営委員会がありました。総合教育会議児童打合せ（門沢橋小学校）をしました。いじめ問題対策連絡協議会がございました。

25日（火）は、最高経営会議、外国語教育推進協議会、児童指導担当者会がございました。

26日（水）は、週部会と教育部R1計画ヒアリングを行いました。

27日（木）は、教科書事務担当者会、部活動推進協議会、新たな学校体制づくり推進委員会、エキスパートティーチャー面談ということで、エキスパートティーチャーは4名ほど面談しましたので、また皆さんにご報告いたします。

本日、28日（金）ですけれども、午前中は市長定例記者会見がございました。柏ヶ谷小学校イングリッシュデイがあったのですけれども、私は対応できませんでした。そして本会、教育委員会6月定例会でございます。

以上が主な事業報告でございますけれども、何かありましたらよろしく願いいたします。

**○松樹委員** 19日に起きました、愛川での受刑者が逃走した事案ですが、この事案は大々的にニュースになりましたが、海老名はしっかりと対応がとれたなと私は思っております。集まって報告も受けましたけれども、なかなか情報等が入ってこない。警察も、管轄が違うから情報が滞るという中で、例えば近隣の教育委員会とのネットワークというか、もしこの事案が海老名で起きたときに近隣から問い合わせが来たりとか、どういうことをやりとりしていくのかというしっかりと教育委員会同士のネットワークをつくっていくべきではないかなと私は思います。この他にもあまりテレビでニュースにはなっていないのですけれども、相模原でも刃物を持って逃げたという事件がありました。どこでどう対応するのかというのは、当該の教育委員会には逐一報告が入ってくるかと思っておりますので、対応は難しいかと思うのですが、マニュアルといいますか、近隣の教育委員会でネットワークをつくったほうがいいのではないかなと提案させていただきます。よろしく願いします。

6月14日に行われました海老名市社会教育委員会議、また報告等を上げていただければと思います。簡単なもので構いませんので、後ほどよろしく願いします。

それと最後に1点だけ。11日の給食異物混入対応で、これもご報告を受けましたけれども、進捗状況をわかる範囲で構わないので教えていただければと思います。

○伊藤教育長 アルミ製のものを削ったようなものが混入したということです。ただ食器同士がぶつかったり、何かにぶつかったり、例えば食缶もアルミなのですけれども、そういうものが削れて出るようなものではないだろうという推測で、そうなると、例えばねじ穴をあけたりするときに発生するようなものが近いのではないかなということです。アルミ何とかと番号がついていたのがわかりましたが、そのアルミの成分とか、どこのものというのがちょっとわからない状況です。だから、それを使っている納入業者とか、もちろん食の創造館も含めてこういうことがあるので、管理等を徹底して行ってくださいという文書を出したところがございます。あとは、どこの部分にあったのかということで、みんな見ても削った部分、ぶつかって削れたわけではないので、何かのものがやったのが残っていたのが入ったのかということも考えられますので、まだそこまでの特定には至っていないところがございます。

○松樹委員 わかりました。またわかりましたらご報告をお願いいたします。

○伊藤教育長 の教育委員会同士のネットワークというのは、普段からうちの担当も全て教育委員会同士で話を聞いて、やりとりをしていますので、改めてどうだということになると、教育委員会というより教育長の会議が一番早いので、県央地区なり県の教育長会議でそのようなことで、警察から情報が出ないものはお互いに共有していけると良いですね。

○松樹委員 例えば今回みたいな事案でなくても、何か情報をめぐらせたりとか、例えばクモがいっぱい発生して、いち早く近隣市に知らせたい時に、何かそういうネットワークというか、マニュアルというか、こういうときはこうしていこうねというのがあると一番いいかなと思いましたので。

○酒井委員 10日にありました海老名市修学旅行検討委員会ですが、今回はどのようなお話になったのか、伺えますか。

○教育支援課長 海老名市修学旅行検討委員会は今年度第2回目になっております。中学校が修学旅行に行ったので、その報告等がありました。あと旅行会社の方に1人来ていただいて、これからの契約方法についていろいろヒアリングをさせていただいて、質問等を投げかけました。また、今年度は参加した生徒と保護者にアンケートをとって、集計したいという話になりました。

○伊藤教育長 各学校の契約書は集まりましたか。

○教育支援課長 集まりました。

○伊藤教育長 今まで学校は契約書等も教育委員会への提出義務がないので、それを全部集めて、できれば1つの方向性として、一括契約が本当に可能なかどうかということ旅行会社とのやりとりの中で確認していきたいと思っています。子どもたちが修学旅行にどうかかわるかというのが学校の1つの課題だと私は思っているのですけれども、契約という面で言うと、それによって本当に安くなったりするということであれば、それはひとつ十分に協議して進めたいなどは思っておるところでございます。

○酒井委員 家に修学旅行の申し込みの文書が来て、この金額で、こういう積み立てにしますか、一括にしますかみたいな内容だったのですけれども、行き先とか、こういうところに行きますとか、そういう内容の説明は学年だよりに2行ぐらい書いてあるだけでした。何月何日の2泊3日で行きます、どこ方面に行きますというところまでしか書いていない状態で、金額のほうが先に来てしまったので、今から市で調整されて、いい形になっていくとは思いますが、やっぱり説明があって、内容がわかった上で契約をして、保護者が支払いしていくという形になっていくと良いと思います。

○伊藤教育長 普通は先に保護者説明会をします。または、そこにいらっしゃらない方にも文書で渡すことになるはずですので、わかりました。それはまた、いろいろな個別の事情がありますから、段取りに関して十分な説明責任を果たさないとお金を集めることができません。今までのとおり、そう言ったら学校にお金を支払ってくれるものだという感覚でいるとしたら、良くないですね。

○酒井委員 やっぱりそこら辺の考え方も変えていってというふうにすると、また保護者の方も、もっと積極的に学校にもかかわっていったりとか、意見を言ったり、考え方を深めたりとか、いろいろできると思うので、もう少し情報がスムーズに流れていくようになると思います。

○海野委員 22日と23日のえびなロボットコンテストの内容を教えてくださいませんか。

○教育支援課長 神奈川工科大学と海老名市教育委員会の共同の主催で行って、今年で第3回目になるえびなロボットコンテストということであります。対象は小学校4年生から6年生までの児童2人または3人組で応募をしまして、今回15組、合計38名の参加がありました。内容はLEGOマインドストームという車型のロボットをiPadでプログラミングして動かす。規定されたコースをいかにうまくたどれるかということで、100点満点



でコンテストを行いました。

○海野委員 100点満点のお子さんはいらしたのですか。

○教育支援課長 100点満点が1組だけいまして、そのチームが大逆転優勝を飾りました。

○伊藤教育長 子どもたちは本当に夢中です。

○教育支援課長 今年で3回目なのですけれども、過去2回、海老名で優勝したチームが県でも優勝しておりまして、今年は3連覇を目指してそのチームには、そのコースを自宅まで持ち帰ってもらいました。畳1畳ぐらいの大きさなのですけれども、ご自宅で練習するというので。

○伊藤教育長 優勝しなくてもいいのだけれども、本当に夢中になるので。全部の子どもたち、それ自体、道具を用意できないところがあるので。今年は上限15組で15組の申し込みだったけれども、要するに15組ぐらいしか申し込みができないのですよ。それを超える子どもたちの申し込みが来ますね。

○酒井委員 中学生ではやらないのですか。

○伊藤教育長 中学生でも興味のある子はいるだろうし、そういうものがあれば良いのですが、これは神奈川工科大学にある程度やっただけで成り立っていますので。だから、学生さんとかが来て、わからない子どもたちと一緒に手伝ってもらわないと。うちの指導主事たちもわかりはするのだけれども、大学ぐらいの支援を受けられるのかということですね。

○平井委員 24日に学校地域ネットワークづくり運営委員会が開催されているのですが、この内容を少しお知らせください。

○伊藤教育長 学校地域ネットワークづくり運営委員会というのは、簡単に言うと、うちのほうで学校応援団とかに補助金を出していまして、学校応援団のえびなっ子スクール、あそびっ子クラブ、まなびっ子クラブ、学童保育、それらの活動について、学校地域ネットワークづくり運営委員会の予算をもって、活動の保険は全てそこで掛けているところがございます。ただ、話の中では、最初は保険等を受け入れる場所づくりでもあったのですが、今は学校と地域、子どもたちのためにどんなネットワークが可能かということで、結構話し合いが活発になっています。学童のことが最近はすごく話題になっています。そうすると、例えば学童とあそびっ子クラブの連携とか、学童の質の向上とかなんか、そういうことが話題になったりもしているところがございます。そういう状況の話し

合いをしています。だから、学校地域ネットワーク運営委員会の中で、今後の海老名市のそういう連携をどうするか、もっと具体の場面でそういうことが話せば良いなどは思っています。

○伊藤教育長 ほかはいいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、主な事業報告を終わりました、続いて、2番目は交通事故防止・防犯対策についてと書いてありますけれども、ハイイロゴケグモ対応以外は、5月から6月は子どもの安全に係るさまざまな事件・事故が起こって、その都度社会問題というか、さまざま波及して、それがひきこもり問題にまで発展するようなことがありました。私としては、海老名でも起こり得ることですので、本当に子どもたちの命をどのように守るのかと思うのですけれども、被害に遭われた子どもたちとご家族の皆さんに心から哀悼の意を表したいと思っていまして、そこに記載させていただきました。

どの事件、事故もその時点では防ぎようのないような、例えば車がどんと入ったけれども、その時点でどう防げたかという、ちょっと難しいかなと思っています。それを受けてさまざまな対策、例えば防止、防護の柱を立てようとかなんかということで。でも、昨日、一昨日あたり、井戸坂あたりで交通整理をしたのですよ。これから突発的にどこかに交通整理をしに行こうかなと実は思っているのですけれども、そうしたら、井戸坂のところって今泉中学校の前だけしか支柱がないのですよ。あれは市の道路所管課に言って、早く立ててもらわないといけないなと思いました。子どもたちがおりてきたら滞留しますし、今泉中学校の子たちは三々五々来てくれるからまだ良いのだけれども、それでもあそこでかなり待ちますので、ちょっと危ないなと、そんなことをすごく感じました。

本当に残念なのは全てが事後対応で、誰かの犠牲の上に立たないと事が進まないということです。国とか県はすぐ通知を出すのですよ。児童生徒の安全をしっかりとやってくださいと。通知文で指示されるけれども、実際やるのは市町村とか学校の具体的などころがあるので、その辺で私が何を言いたいかといえ、立場で考えれば私も実は同じなのですが、単なる通知とか指示を出して終わりにしたくない。ただ、学校に日常的に登下校の指導をしると言うとしたら、市教育委員会の職員も出て行ってパトロールするとか、同じようにやっていかないとまずいかなというのが下に書いてあるところがございます。

あとは、本当に道路関係の部署とか警察と緊密に連携して、具体的な対策を早く実施しないと、どうもこういうのは、国や県は指示をすると喉元過ぎるのですよ。いい例がプロ

ック塀で、あのときもそうなのだけれども、どうも市内を見てみると一向に進まないなど自分で思っていて、何かのときに国は全ての点検をしろと言ったりするのだけれども、では、点検したら、予算として何億円を各市に渡すから、全て直してもらえとかなんとかとは言わないではないですか。だから、本当にこの中で今起きていること、道路の飛び込み防止みたいなものをやるなら、早い段階でさきとやっしまわないと、これももしかしたら喉元を過ぎることがあるかなと心配しているところでございます。そのことを書いてあります。

私自身は、子どもの安全・安心の根本ということで、例えば交通事故で踏み間違えもあるのだけれども、この市はみんなのぼりが立って、人がいっぱい立っているから無謀な運転はできないとか、スピードを落とさなければいけないとその運転手が思うなり、やっぱりルールを守るべきだなと思ったり、刃物を持って歩いている、この市は大人がいっぱい出ているので、ここではこれで子どもを何とかすることはできないなという雰囲気づくりが根本としてないと。あとは異例のケースに対してただ対応するだけということなので、もうベースはそこかなと自分では考えていますので、そのことが下に書いてあります。

そういう意味で言うと、この市は、この地域は、大人たちが協力して子どもたちを守ろうと日常的に、具体的に活動しているという目に見える充実が犯罪や交通事故の抑止につながると考えるということが書いてあります。そのためにも、遠回りなのだけれども、コミュニティスクールの取り組みによって、学校が地域で愛されるようになって、子どもたちにも愛されるようなものが、または地域の大人と子どもたちが挨拶を交わしたり、気をつけて行けよという相互やりとりのきずなみたいなものができないといけないかなと思っていますので、対応としてのものはあるのだけれども、それとは別に、そういうまちづくりとか、学校とか学区の雰囲気づくりとかができるといいなと思っています。いろいろな犯罪を犯す人も、大人たちがいっぱい子どもたちの周りで旗を振ってくれたりなんかしていたら違うかなと感じるところでございます。

1点、これだけは1回も練習したことがないのですが、保護者が付き添って、学校に登校班についていくというシステム。実を言うとやったことがないのですよ。でも、海老名市内で何か起こったときに、私は休校する気はないのですよ。そのかわり絶対に保護者の力が必要です。先生たちもやるのだけれども、保護者に登校班の前後ろ、または真ん中に付き添って、みんなで協力して学校まで連れていく。帰りはまた同じ。だから、いろいろ

な事案が出た地域で見ると、よく親が送り迎えしていますよね。保護者、海老名市PTA連絡協議会とも協議して、そのシステムを1回つくって、保護者付き添いの登校訓練とかもやったほうが良いかなと思っています。この前の愛川での受刑者が逃走した事案に対応するときに、1日目でそれでやってみようかなと思ったのですけれども、今訓練したら混乱を起こすかなと思ったので。でも、早目に、保護者が子どもたちを学校に送っていくようなシステム、もちろん保護者任せという意味ではなくて、市教育委員会も出るし、教職員も立哨するのだけれども、子どもたちが安全に登下校できるためのシステムを作って、その訓練をやってみる方向で考えてみたいかなと思っていますところでございます。学校の中へ入ってしまえば安全だし、本当に喫緊で危ない時期だったら、もう警察に周りを囲んでもらってもいいから、子どもたちにはちゃんと学校教育活動をやってもらいたい。思ったのは、子どもたちが家に2日間もいて、もしそういう凶悪犯が町なかにいるとしたら、そのほうが不安ではないかな、学校にいるほうが安全かなと思ったりもしますので。

それでは、教育部長から一般質問の概要についての説明をお願いいたします。

**○教育部長** それでは、資料につきましては令和元年第2回定例会（6月議会）一般質問要旨報告という資料をごらんいただきたいと思います。今回の一般質問につきましては、11名から14項目についての質問をいただきました。この11名から14項目というのは、前回の3月議会と同じ人数、同じ項目数でございます。今回一般質問を行った議員数が19名ですので、19分の11ということで、約6割の議員から質問があったところです。

今回の質問につきましては大きく分けることができまして、やはり若い児童が犠牲となる事件、事故が続いているということで、通学路の安全対策ですとか、あとはひきこもり支援、また、それ以外には図書館ですとか不登校支援、また、子どものネットトラブルなどについてのご質問をいただいたところです。

それではまず、1ページです。森下賢人議員からは教職員の働き方改革についてというご質問です。答弁といたしましては、これまで、教育委員会としてもさまざまな教職員の負担軽減に取り組んできた。（具体的には、校務支援システム導入、ICT環境整備、給食費の公会計化、さまざまな人的配置など）神奈川県は勤務実態調査の結果を受け、教員の働き方改革全般に関する方針を策定する予定。市教育委員会といたしましても教職員の働き方改革の方針を策定していく。今年度新たな取り組みとして、時間外の留守番メッセージ機能を活用した電話の対応を行う。また、教職員の勤務時間を客観的に管理できるシステムの導入を考えていきたい。教職員が効果的で持続可能な教育活動を行うことができ

るよう、環境改善を進めていきたいというところですが、最終的には、改革の根本は、国の定数改善であるという答弁でございます。

続きまして、2ページ、相原志穂議員でして、相原志穂議員からは2項目の質問をいただいています。まず1点目が、生きづらさを抱えた人への支援についてということです。答弁といたしましては、以前より教育支援センターにおいて、二十未満の方を対象に不登校等に関することなどを中心に相談事業を進めている。小中学生時代から継続して不登校やひきこもり状態になっている方や近年、社会人になってからひきこもりになる方なども増加している。平成28年4月から新たに若者支援室を設置し、おおむね二十から40歳未満の方のひきこもり等の相談と支援をスタートさせた。(現在、15歳～45歳までの17件が相談継続中) また、ひきこもりの相談を通じ、就労や就学につながったケースや、家族とコミュニケーションがとれるようになったケースもあるが、状況がなかなか改善されないケースが多いのが実情である。また、近年、若者のひきこもりの長期化に加え、中高年のひきこもりがクローズアップされた、いわゆる8050問題が社会問題となっている。今後もさらに若者支援室の周知を図るとともに、関係機関との連携により、引き続き、ひきこもりの方々の相談や支援を継続するという答弁です。

なお、今回の一般質問の中で、今後、年齢を問わずに、相談体制の一元化に向けて、保健福祉部局とも調整を進めるというような方向が示されたところであります。

続きまして、図書館機能の充実について。市立図書館は平成26年度から指定管理者制度を導入し、利用者からは高い評価をいただいている。今年度から第2期目の指定管理期間となり、「つながる ひろがる みんなの図書館～『学び』と『コミュニティ』の拠点へ～」としてさらなる進化を図っているところです。図書館機能の充実については、市民ニーズに対応した図書サービスを研究していく。

また、相原志穂議員からは、かしわ台連絡所の廃止に伴う代替機能についても具体的な質問をいただきまして、今後、市全域における利用者の利便性向上に向け、図書の取次場所の研究を進める。また、現在、障害者デイサービスセンターあきばでの取り次ぎ業務の開始に向けて調整中という答弁を行ったところです。

続きまして、4ページ、3番目が戸澤幸雄議員でして、防犯対策について(学校に設置されている防犯カメラについて)のご質問がございました。答弁といたしましては、防犯カメラの設置により、児童生徒、教職員、学校施設等の安全が確保され、また、犯罪の抑止効果を高めることができていると認識している。防犯カメラは、平成19年度から順次設

置き、平成26年度に全ての小中学校に設置が完了しました。設置内容は、モニター1台と防犯カメラを複数台設置して、夜間も含めて人の出入りや校内の死角等を監視しております。そのほかにも、各小学校に、学校安全監視員の配置、門扉の設置、インターホンの設置などを行い、校内への不審者の侵入を防止するなど、児童の安全・安心のための対策を講じているところです。また、小学校では防犯教室や不審者対応訓練を実施し、さらに、各学校では危機管理マニュアルを作成するなど、教職員が不審者対策等の共通認識を持って対応できるようにしております。今後も、児童生徒の安全・安心を確保するため、さまざまな安全対策について充実を図るという答弁です。

5 ページ、4 番目といたしまして、宇田川希議員からは通学路の安全対策についての取り組み状況ということで、具体の場所としては特に杉本小学校周辺のご質問をいただきました。通学路の安全対策については、滋賀県の園児が自動車事故に巻き込まれるという悲惨な死亡事故を初め、子どもを巻き込んだ事故が後を絶たない。このような事故が海老名市においても起こる可能性があることを危惧している。これまでの教育委員会の取り組みとしては、学校、PTA、地域からの要望による通学路改善ですとか通学路安全パトロール、また、立哨員の配置等を実施してきたところです。

なお、平成28年度からは新たに策定した海老名市通学路交通安全プログラムに基づいて、通学路の改善に取り組んでいる。今回の事故を含め、痛ましい事故を未然に防ぐため、今後も関係機関等と綿密な連携を図り、児童生徒の安全確保に努めるということで、具体的な杉本小学校周辺については、杉本小学校東側の目久尻川管理用通路部分について、これは県の管理なのですけれども、市としてできる範囲において、改善に取り組む旨の答弁をいたしました。

5 番目は、田中ひろこ議員で、田中ひろこ議員も2項目の質問です。まず1項目めがひきこもり支援についてということで、内閣府は、全国のひきこもり総数は100万人以上との見解を示したところです。教育委員会では、ひきこもり等についての相談及び支援を行うため、平成28年4月に若者支援室を設置しました。相談者のひきこもり期間については、ケースによって異なるが、短い場合は1年以内に改善されることがある一方、30年間状態が改善されないというケースもある。現在相談が継続中で、10年以上のひきこもりは、5件いらっしゃいます。相談の中では、ひきこもりの方の気持ちに寄り添い、ご家族の方と協力をして、支援に取り組んでいくという答弁です。

次が子どものネットトラブルやゲーム障害への対策についてというご質問です。近年、

子どもたちのICT利用は日常的で身近なものになっており、ネットトラブルの加害者や被害者になる社会問題も発生している。

なお、ネットトラブルについては、昨年度、市内中学校において約30件程度発生しているとの報告を受けており、学校と教育支援センターで情報共有に努めております。子どもたちにインターネットの危険性を知らせ、正しい知識を身につける情報モラルに関する指導を充実する必要があるという答弁をいたしました。

6番目は市川洋一議員で、通学路の安全確保の状況についてです。平成25年に文部科学省、国土交通省、警察庁より通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進についてという通知が出され、それを受けまして、本市でも通学路の交通安全について海老名市通学路交通安全プログラムを策定し、安全点検を実施しております。また、学校等からの通学路の改善要望に対しては、市の関係各課や警察などにより組織されている通学路安全対策委員会において、協議、検討を進めております。平成30年度の通学路の改善要望174件のうち約7割の124件について、電柱幕の設置や路面の標示等の対応を実施いたします。あわせて、通学路の安全確保のため、登下校時における交通量が激しい箇所への立哨員の配置や、青パト車によるパトロールを実施しております。また、学校においては、地域の方や保護者と連携し、登下校の見守りを行っております。引き続き、地域や学校と連携を図り、通学路のさまざまな危険場面を想定し、児童生徒の安全確保に取り組むという答弁でございます。

続いて、7番目の吉田みな子議員からは図書館についてということで、主には、有馬図書館大規模改修、また、かしわ台連絡所の廃止などについての項目がご質問でありました。答弁といたしましては、有馬図書館と門沢橋コミュニティセンターの大規模改修は、令和2年度に改修工事を行う予定です。図書館の基本方針である「ひろがる つながる みんなの図書館～『学び』と『コミュニティ』の拠点へ～」を目指す中で利用者の声に耳を傾けました。ティーンズコーナーについては既に有馬図書館に設置してありまして、改修後も継続する予定となっております。視聴覚室の設置についても同様に、利用者のニーズを踏まえ、改修後も引き続き視聴覚機能を設ける予定となっております。郷土資料についても、文化財の保存の観点も踏まえ、適切に保存、公開に取り組んでまいります。図書館以外での貸し出し体制については、かしわ台連絡所の代替措置にこだわるのではなく、利便性の向上を念頭に、市域全体で、貸し出し体制の研究を進めてまいりますという答弁をいたしました。

続いて、8番目の日吉弘子議員はひきこもり支援について（再質問）ということで質問がありまして、主な内容といたしましては、若者支援室の周知、また、福祉との連携という内容でございました。SNS、フェイスブックなどでの情報発信は、有効であると考えます。また、「広報えびな」15日号の相談コーナーへの掲載についても、関係課と調整を図ってまいりたい。また、ひきこもりの方の相談内容はさまざまで、ケースによっては、経済的な問題、精神的健康の問題等での連携が必要になることもある。対象者の状態に応じて保健福祉部へつなぐだけでなく、場合によっては、ひきこもりご本人、相談員、保健福祉部職員が、同席して相談するなどの対応を図ることも必要と考える。

また、この件につきましては、今後、年齢を問わず、相談体制の一元化に向けて、調整を進める予定となっております。

9番目は西田ひろみ議員で、子どもたちの交通安全対策についてというご質問です。答弁は、通学路の交通安全対策は、学校等より提出された改善要望に対し、対応を協議し、対策を講じている。通学路安全対策委員会における合同点検の結果により、電柱幕の設置、路側帯のグリーンベルト塗装等を実施しております。また、改善要望には、信号機や横断歩道の設置等、神奈川県行政機関等での対応が必要なものもあります。また、交通量の激しい通学路には立哨員を配置しています。さらに、学校では地域と連携をしながら、交差点等での立哨や、登下校の見守りを行い、通学路の安全確保に努めております。

また、学童保育に通う児童の下校時の安全対策についてという内容でした。この件につきましては、多くの学童保育では、4月の新学期は、支援員が学校に出向き、低学年を中心に、学童保育までの道のりを引率しております。また、学童保育の多くは通学路上に設置されていることから、引き続き安全対策に努めてまいります。今後も、教育委員会と学校、地域が連携し通学路の交通安全対策を進め、児童生徒が毎日安心して登下校できるよう努めるという答弁でございます。

10番目の佐々木弘議員からも2項目で、まず1項目めが市立図書館のあり方についてというご質問でした。市立図書館は、指定管理者制度により、平成26年度から5年間の管理運営を行い、市民要望による増席などの改善、改修を実施し、利用者からも高い評価をいただいております。また、指定管理制度による運営が2期目に入り、さらに魅力的な図書館になるよう推進してまいります。法律の改正により、図書館等の社会教育施設の所管を市長部局に移すことが可能になったことは認識しております。市の組織を見直す際の課題の1つと認識しておりまして、法改正の趣旨などを踏まえ、今後必要に応じて、研究する



という内容です。

また、このほかに、具体的には、視聴覚資料、郷土資料、かしわ台連絡所廃止に伴う代替措置などについてご質問いただきましたが、相原議員、吉田議員に対する答弁と同様にお答えしたところでございます。

次が市民の命と、安全安心な暮らしの確保についてというご質問でした。子どもたちの安全確保は最重要課題と受けとめております。教育委員会では、子どもたちの安全を守るためにさまざまな施策を展開している。具体的には、青パトや安全監視員の配置などです。学校では、学校安全計画や危機管理マニュアルを作成し、さまざまな状況を想定し、児童生徒の安全確保に努めているという答弁を行いました。

最後、11番目が久保田英賢議員で、不登校児童・生徒の現状とその取り組みについてというご質問でございます。答弁の内容としては、不登校児童生徒数は全国的にも依然として高水準で推移しており、重要な課題と捉えている。本市においても2017年に200人を超え、支援を行う重要性について十分に認識する必要がある。不登校は、その要因や背景が多様かつ複雑であるため、1人1人への対応が必要という答弁をいたしました。この件につきましては再質問で非常に細かいところまでの質問をかなりいただいて、答弁をしたところでございますけれども、詳細な内容については割愛させていただいたところです。

一般質問の要旨につきましては以上です。

○伊藤教育長 それでは、全体、教育長報告と教育部長の議会報告がありましたけれども、何かありましたらお願いいたします。

○松樹委員 先ほどの交通事故の防止、教育長報告の2番目、交通事故に関してですが、ポール一本で助かる命というか、危険が防げるのであれば、できれば早急に対応していただければと思っております。私も今ポールが立っていないところを認識してしまして、こういうことは早ければ早いほど良いですし、交通事故は起こしたくて起こしている人は誰もいませんので。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、以上で教育長報告を終わります。

---

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第15号、令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱についてを

議題といたします。

説明をお願いします。

○**教育部長** それでは、報告第15号、令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱についてご説明いたします。

令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものです。

報告理由につきましては、任期満了に伴う後任として、新たに非常勤特別職を委嘱したためでございます。

資料をおめくりください。資料3ページです。今回委嘱した非常勤特別職は社会教育委員でございます。社会教育委員は、社会教育に関して教育委員会に意見を具申し、また、社会教育に関する諸計画を立案することなどが職務となっております。

委嘱期間につきましては、令和元年6月1日から令和2年5月31日までの1年間でございます。

提案理由は、任期満了に伴う継続及び新規委嘱でございます。資料をおめくりいただきまして資料5ページをごらんください。資料5ページが海老名市社会教育委員名簿でございます。こちらの10名の方に委嘱をしたところでございます。

まず、1番の井出操氏につきましては社会教育関係者（海老名市文化団体連合会代表）でございます。

2番、植松慶子氏は学識経験者（元他市社会教育委員経験者）でございます。

3番、加藤秀夫氏につきましては学校教育関係者（海老名市小中学校協会連絡協議会代表）として委嘱をさせていただきました。

4番、栗山明郎氏は学識経験者（海老名市自治会連絡協議会代表）でございます。

5番、櫻井直之氏も学校教育関係者（海老名市私立幼稚園協議会代表）でございます。

6番、三部雅世氏は社会教育関係者（海老名市地域婦人団体連絡協議会代表）でございます。

7番、塩地ひとみ氏は学識経験者でございます。

8番、橋本絵美里氏は家庭教育関係者（海老名市PTA連絡協議会代表）でございます。

9番、森田壽氏は社会教育関係者（海老名市体育協会代表）でございます。

10番、山田信江氏も社会教育関係者（海老名市スカウト連絡協議会代表）でございます。

なお、資料の右の列、当初委嘱というところをごらんいただきたいのですが、こちらが空欄の方につきましては今回が初めての委嘱となります。こちらに日付が入っている方につきましては既に以前から社会教育委員として委嘱させていただいている方で、継続として委嘱をさせていただいたものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、社会教育委員の委嘱ということで、非常勤特別職の議題なのですが、ご質問、ご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

○酒井委員 社会教育委員のお仕事の内容を教えてくださいよろしいですか。

○学び支援課長 私ども海老名市では社会教育計画というものを今現在つくっております、そういったものの計画に対して意見をいただくということと、図書館協議会がなくなりましたので、あわせて、図書館協議会の役目も担っていただいているということでお願いしているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○伊藤教育長 社会教育法の中に定められていて、社会教育委員は、先ほど言ったように社会教育に関して教育委員会に意見を具申することと、社会教育に関する諸計画を立案することが仕事になります。具体としては、さまざまな社会教育団体に我々も補助していますので、その事業に対する補助が的確であるかどうか、その社会教育団体でのさまざまな事業報告をしていただいて、それについて説明したり、質問したりすることがあります。

ほかにはいかがですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 ご質問がないようですので、報告第1号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第15号を承認いたします。

○伊藤教育長 続きまして、審議事項に入ります。

日程第2、議案第20号、国指定史跡相模国分寺跡用地取得の申し出についてを議題いたします。

説明をお願いします。

○**教育部長** 議案第20号、国指定史跡相模国分寺跡用地取得の申し出についてでございます。

別紙のとおり、国指定史跡相模国分寺跡用地取得の申し出について、議決を求めたいものでございます。

提案理由といたしましては、2000万円以上の教育財産の取得の申し出をしたいためでございます。

資料をおめくりください。資料8、9ページになります。国指定史跡相模国分寺跡用地取得の申し出についてという資料でございます。申し出の目的につきましては、史跡の遺構保存と歴史公園として整備活用を図るためでございます。

取得申し出内容は、土地の買取り及びその土地に存する物件の移転など通常受ける損失補償の申し出でございます。

3番の取得申し出地についてと4番の物件等補償については記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

5番の取得及び補償申し出年月日でございます。令和元年7月上旬に申し出予定となっております。

6番の土地売買申出額は8413万5000円、7番、物件等補償額は32万5875円でございます。

8番、史跡相模国分寺跡の概要については記載のとおりでございますので、後ほどご覧いただきたいと存じますが、8-(4)をごらんいただきたいと思います。公有地化状況でございます。現在26,762.29平米を公有地化しております。また、史跡指定地の公有地化率は77.63%となっております。

資料をおめくりいただきまして、11ページをごらんいただきたいと思います。赤線で囲んである部分が史跡としての指定範囲でございます。この中に青色で塗り潰されているのが既に公有地化されているものでございます。今回買収の予定で申し出をする部分、こちらのほぼ中央から西寄りにオレンジ色のような色で着色している部分が今回の買収予定地となっております。

雑駁ですが、説明は以上です。よろしく願いいたします。

○**伊藤教育長** これまでも国の史跡ということで、国庫補助等を受けながら用地の取得を進めてきました。昨年も用地取得の案件はご審議いただきまして、今年度もまた同様に、

先ほど教育部長からありましたオレンジ色の部分について、今度公有地化するための用地を取得するというところでございますけれども、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○海野委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、史跡指定地の一部が国有地になっているところがありますよね。そこだけ国有地というのは何か意味があるのですか。

○伊藤教育長 基壇跡のところ。

○文化財係長 国分寺史跡地の塔跡の1筆が国有地になっております。こちらは正確には調べないと分からないのですけれども、大正年間に国の史跡になるころに、ここの部分については重要ということで国の土地になっていると思われま。それ以外のところは市で買収を進めているところでございます。

○伊藤教育長 当初指定されたときに、この部分が重要な土地だということで、国が直接購入したのではないかとということで今説明があったところでございます。

○酒井委員 今、新しく相模国分寺という表示ができて、すごく名前も読みやすく、視認性もいいし、色もシックで、すてきな表示ができていと思うのですけれども、今回新しく取得した土地に何かそういうものを立てたり、説明のものをつけたりとかというのは考えとしては今のところありますか。

○文化財係長 案内板につきましては、この間新設した相模国分寺跡という表示は、今回買収するところに沿って、そちらに向けて立てております。改めて近々で今回の買収のところに案内板を設置する予定はないのですけれども、今回買収するところについては回廊といいまして、国分寺の講堂という建物と中門という門があるのですけれども、重要部分をぐるりと囲むような形の廊下があった部分に当たります。その廊下の部分を発掘調査してみないと、どの程度残っているか、わからないのですけれども、その部分について、ここに廊下があったという表示を将来的にはしていきたいと考えております。また、それに関しては、廊下はかなり長く東西方向につながっていきます。ぐるりと囲うような形でありますので、その回廊について、今、中門跡のところ少し回廊の説明をしているのですけれども、表示をしたときには、ここが回廊だというのがわかるような形で何か補足の説明をする必要があるかなとは感じておりますけれども、近々で大きな看板を設置するような予定はございません。

○酒井委員 昔の様子ができるようなものとかが目立つところにはないので、ここはちょうど道路のそばなので、市民の方が見て、ああ、こういう建物がここにあったのだなと感

じられるようなものがあると良いのかなと思ったので、掘ってみて、また調査をしてからということですね。

○文化財係長 そうですね。残り具合を掘ってみて調査していくことになります。

○伊藤教育長 これは市で購入したら調査するの。

○文化財係長 はい。この場所についてはまだ調査していませんので。

○伊藤教育長 わかりました。要するに、市の土地になったことで調査をするということですね。

○松樹委員 毎度聞いて、確認で申しわけないですが、土地売買の申出額で補助金の割合を教えてもらっていいですか。

○文化財係長 国が8割、県の交付金がおおむね1割、残りが市の負担となります。

○伊藤教育長 ということは、おおむね市の負担は1割と認識していいのね。

○文化財係長 はい。一部補助の対象にならない部分もございますが、おおむねそういう形になります。

○松樹委員 わかりました。ここを買収させてもらって、まだ残りがありますので、残りといっても相手がある話ですので、今までやってきたように地道に、いろいろ話し合っ詰めながらやっていただければと思っております。

この案件に異論はないのですが、幾つか質問させてもらいたいと思います。ここだけに限った話ではないのですが、周りに歩道がない場所ですので、例えば近隣の方が駅まで行くのに南側のほうにウッドチップを敷いて通れるようにできると良いのですが。経蔵跡とか金堂跡の東側はウッドチップを敷いて通れるような形になっているかと思うのです。真ん中に通っている道には多分歩道がない中で、この中を通っている方が結構いらっしゃるのではないかなと思うのです。とはいえ、芝で雨が降るとぬかるんでしまいますので、駅まで行けるような歩道を、舗装までする必要はないと思うのですけれども、ウッドチップを敷いて通れるようにすると良いかなと思うのですが、考えは何かありますか。

○伊藤教育長 これは前にも話題に上がったかと思えます。

○文化財係長 今回購入する場所の、市道7号線を挟んで南側のところを東西方向に通れるようなイメージかと思うのですけれども、回廊の遺構表示とかにあわせて、そういったことも考えていきたいと思えます。遺構の保存をする形で、安全に敷地内を見学するようなイメージというのも含めて、今の整備計画ではそのようになっていないので、これから整備計画の変更を行う際にそういった形で考えていきたいと思えます。

○松樹委員 地元の国分南一丁目自治会なんかもあると思いますので、近隣住民の要望だとか、例えばイベントの際に車をとめる場所が欲しいとか、いろいろなことを加味しながら少しずつ整理していただければと思います。

市主催とか、イベントで貸し出しをしているかと思うのですが、その要綱というのはあるのですか。

○文化財係長 相模国分寺跡に関しての要綱が独立してあるわけではございませんけれども、行政財産という形になりますので、目的外使用という形での許可申請のもとで使用する許可を行っております。運用としては都市公園等の使用許可とほぼ同じような形での運用を行っております。

○松樹委員 近々とは思わないのですが、例えば秋葉山の件だったら、そういう文化財の中で広い場所をイベントとかで使いたいといったときに、火はだめです、くいを打ってはいけませんよとか、何か独特のものがいろいろあるかと思うのですが、今後検討材料の1つとして何か要綱等があってもいいのではないかなと思います。これも検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○伊藤教育長 活用計画の中で検討していくということ。

○松樹委員 活用計画の中で検討いただければと思います。

○伊藤教育長 海老名小学校であそこを通学路として使っているとき、チップをまいてみました。私も自分で軽トラを使ってチップをまいて、あそこに敷いたのだけれども、やっぱりあれは沈んでしまうのかな。

○松樹委員 沈んでしまいますね。

○酒井委員 土に還ってしまいます。

○文化財係長 でも、かなり頻繁に入れていきます。

○伊藤教育長 あそこは通学路として使っているから、雨が降ったときにぬかるみになるから、そのたびに入れていきますよね。

○文化財係長 チップ自体も結構そうなるので、敷いた瞬間は歩きにくかったりします。

○伊藤教育長 上質なチップとかでつくってしまったらだめなの。半分舗装に近いようなチップみたいなもので。

○松樹委員 コンクリートではなくて、例えば水分を吸って固まる土みたいなやつもあつたりしますので、またちょっと検討いただいて、通勤通学の中でこの中を通れるような形

うまく動線ができればと思っていますので、お願いしたいなと思います。

○伊藤教育長 あそこの市道自体が狭いからです。

○松樹委員 歩道がないので。

○伊藤教育長 生け垣はついているのだけれども、内側を歩いたほうが絶対安全ですからね。そういう意味での工夫もいるのかなと思います。

○酒井委員 今のお話に付随してですけれども、敷地は広くて、真ん中の道しかないので、できたら南側のほうにもそういう遊歩道のような感じで歩けると、便利なものもあるし、もっと身近に感じることができるのではないかなと思うのですが。バス停の出入り口にもちょうどなっていることですから、子どもたちもそこを通ると安全だなとか、大人もそういう歴史を感じながら通勤のバスに乗るとか、そのようにちょっといい感じの遊歩道みたいな感じで作ってもらえるといいのではないかなと思います。こちらは大分公有地になっていらっしゃるのです。

○伊藤教育長 ご意見ということで。

○海野委員 今の遊歩道ではないのですけれども、伽藍があるので、その伽藍をイメージした中を通る通路があると、ここにはこの伽藍がありましたよ、ここにありましたよということを、史跡に設置しながら通れる道をつくっていただけたら良いかなと思います。

○伊藤教育長 それも1つの案ですね。今は芝生だから、どこでも通れますよ。

○海野委員 そうではなくて、伽藍配置の跡をイメージしたことを見ながら散策できるような遊歩道をつくっていただければいいかなと思いますので。

○伊藤教育長 意見として。でも、こうやって見ているだけでも、本当に良くつくったね。

○酒井委員 しかも、きれいに南北ですね。

○伊藤教育長 よくこれだけの地域にこれだけのものができたなと思って、感心するところでございます。

○平井委員 国指定の指定面積が34,472.73平米あって、現在が26,762.29平米ということで、まだまだだと思うのですけれども、赤枠内が指定区域になっているのですよね。その枠の中に今、住居等があるのですが、こういう方たちは指定の区域の中ということはご存じなのかな。

○文化財係長 大正年間に指定をされてからもう大分たってしまっているのですけれども、指定をする段階では所有者の方の承諾を得ているという経過がございます。買収に当



たつては平成11年ぐらいから買収計画をもう1度見直して今に至っているのですけれども、その段階では所有者、お住まいの方等にはご説明を差し上げてきているところです。所有者に関しては、面積はある程度広いのですけれども、地権者の人数は絞れてきている状態になっております。皆さん、その辺は承知していらっしゃると思います。

○平井委員 今後市としては用地取得という計画を実施していく予定ではありますか。

○文化財係長 その予定でございます。

○伊藤教育長 一応わかっている、この赤枠の指定区域の方は市として用地取得をしたいということは知っていらっしゃると思います。

○平井委員 わかりました。

○伊藤教育長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ほかにご質問、ご意見等もないようですので、議案第20号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第20号を原案のとおり可決いたします。この前もちょっと話したけれども、あと2年で市制施行50周年のとき、相模国分寺の指定100年でございますので、それに向けてまた進められればと思うところがございます。

---

○伊藤教育長 次に、日程第3、議案第21号、海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 議案第21号、海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正について議決を求めるものでございます。

資料につきましては、おめくりいただきまして、15ページをお開きいただきたいと存じます。15ページで、改正事項につきましては後ほど新旧対照表に基づいてご説明をしたほうがわかりやすいと思いますので、先に2の理由をごらんいただきたいと思います。

まず1点目の理由としては、文化財は国民共有の財産であり、個人所有の資料や著作権法上問題がなく、資料に影響を及ぼさない場合には、模写、模造及び写真撮影を制限する必要がないということでございます。

2点目として、個人の秘密に関する情報を含む資料であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあるものについて、規則上に明示しておく必要があるためという理由でございます。

おめくりいただきまして、資料27ページをお開きください。資料27ページからが海老名市立郷土資料館条例施行規則の新旧対照表でございます。左側が新、右側が旧です。この27ページの一番下の第6条をごらんください。第6条では遵守事項が定められております。第6条として「入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。」としておりまして、28ページをお開きください。この遵守事項の中で、旧につきましては「資料の模写、模造及び写真作成を行わないこと。」が遵守事項として定められていたところでございますが、これを新たに、新の左側をごらんいただきたいのですけれども、「別に定める資料の撮影、模写、模造等（以下「撮影等」という。）を行わないこと。」と改正しております。改正後につきましては、別に定める資料以外の撮影、模写、模造等を行うことができるようになるというのがまず1点目の改正点でございます。

続いて、第7条をごらんください。第7条につきまして従来「閲覧の制限」が規定されておりましたが、新たに「閲覧及び撮影等の制限」と改正をさせていただきたいと思っております。改正前につきましては「教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する資料について、その全部又は一部の閲覧を制限することができる。」という規定でございました。これを新たに、左側をごらんいただきたいのですけれども、「教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する資料について、その全部又は一部の閲覧及び撮影等を制限することができる。」という規定となっております。

ここで、第7条の「撮影等」というのが何かというと、先ほどの第6条(2)をごらんいただきたいのですけれども、「資料の撮影、模写、模造等（以下「撮影等」という。）」と規定しておりますので、閲覧と資料の撮影、模写、模造等の制限がなされているのが新たな第7条でございます。こちらにつきましては(1)といたしまして「別表に掲げる個人の秘密に関する情報を含む資料であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」については、資料の撮影、模写、模造、また、閲覧を制限することができるというものです。

(2)といたしましては「全部又は一部を、一定期間公開しない条件で寄贈又は寄託を受けた資料であって、指定された期間が経過していないもの」については、資料の撮影、模写、模造、また、閲覧を制限するという規定でございます。

同様に(3)につきましては「劣化等保存上の理由から、閲覧及び撮影等に供することが適当でないもの」については制限することができるという規定でございます。

「その他教育委員会が指定するもの」については、閲覧及び撮影等の制限をすることができるというものです。

第7条(1)で「別表に掲げる個人の秘密に関する情報を含む資料」という規定がございますけれども、従来、改正前につきましては、第7条で「別表に掲げる」という規定がありながら、29ページをごらんいただきたいのですけれども、29ページで別表というものが規定されていなかったことがございますので、今回の改正によりまして、別表につきまして、29ページの第13条の下に掲げてありますとおり、別表を新たに設けたいものでございます。こちらが海老名市立郷土資料館条例施行規則の改正の内容でございます。

続きまして、資料30ページをごらんいただきたいと思っております。30ページにつきましては海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の新旧対照表となっております。左側が新、右側が旧でございます。こちらの改正箇所につきましては第6条です。第6条で従来、改正前につきましては「閲覧の制限」とさせていただいていたところを、規則改正に基づきまして新たに「閲覧等の制限」と改めたいものでございます。改正前の第6条をごらんいただきたいのですけれども、右側です。第6条といたしまして「教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する資料について、その全部又は一部の閲覧を制限することができる。」という規定がございました。これを新たに、左側をごらんいただきたいのですけれども、「教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する資料について、その全部又は一部の閲覧、撮影、模写、構造等（以下「閲覧等」という。）を制限することができる。」という規定に改めたいものでございます。従来の規定では閲覧については制限がなされていたのですが、撮影、模写、模造等については制限がなされていなかったことから、先ほどの郷土資料館条例施行規則とあわせまして、新たに撮影、模写、模造等についての制限を設けるというのが今回の規則の改正の内容でございます。

また、改正後の左側の第6条(1)ですけれども、「別表に掲げる個人の秘密に関する情報を含む資料であって、」という規定がありますけれども、従来は先ほどの郷土資料館条例施行規則と同様に別表の定めがなかったため、こちらについては新たに別表として定めたいものでございます。

また、31ページをごらんいただきたいのですけれども、31ページにつきまして、従来は「劣化等保存上の理由から、閲覧に供することが適当でないもの」の「閲覧」という語句

を今回の改正の趣旨に合わせまして「閲覧等」に改めたいものでございます。

改正の内容は以上でございまして、お戻りいただきまして、資料15ページをごらんいただきたいと思います。ただいま申し上げましたのが資料15ページの1の改正事項でございまして、特に郷土資料館条例施行規則につきましては、別に定める資料についての撮影、模写、模造等を行わないこととするという改正内容でございまして。

もう1点につきましては、閲覧の制限について、個人の秘密に関する情報について、別表に定めたのが改正事項でございまして。

また(2)海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則については、閲覧の制限について、閲覧等の制限と改めて、また、個人の秘密に関する情報について、別表に定めたというものでございます。

大変雑駁ですけれども、ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**○伊藤教育長** ただいま説明がありましたけれども、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

1つは写真撮影等に供するための条件整備と、これまで別表の部分になかったので、両方ちゃんとそれを加えたということが改正の趣旨なのですけれども。

**○松樹委員** 2つの規則が同じように変わると思うのですが、海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の施行日が平成31年6月1日からとある「平成31年」というのは「令和元年」に読みかえるということですか。こちらに関しては平成31年6月1日から施行となっていて、もう1個の海老名市立郷土資料館条例施行規則のほうは書いていないのですが。

**○文化財係長** 海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則につきましては、大変恐縮でございまして、4月に改正のご審議をいただきました。そのときには開館時間と休館日の変更をさせていただきました。これについては4月中の公布ということで、その時点での附則が平成31年としか表記できなかつたものですから、平成31年6月1日となつてございまして。その際に今回改正する部分も気づけばよかつたのですけれども、大変申しわけございません。精査が足りず、もう1度改正をとということになってしまいました。

**○松樹委員** では、施行はそれぞれさかのぼって、平成31年6月1日となるのでしょうか。

**○文化財係長** 平成31年6月1日というのは開館時間と休館日の変更を既に行つております。今回の施行につきましては、本日ご審議いただきましたので、その後、公布の日から

施行するという形でございます。

○松樹委員 では、施行日は今日以降になるということですね。

○伊藤教育長 決定していませんけれども、ここで可決いただければ、それ以降の日付で施行するという形でございます。

○松樹委員 わかりました。別表を見ると、個人情報が入っている中で、歴史資料は個人情報がたくさん入っているようなもので、不利益を受けるとか、たくさんあるような資料です。でも、それが実は歴史的な価値があったりという部分がありますので、あつてしかるべきな話だと思いますし、また、その取り扱いは十分注意してやっていただければと思っております。

話が全く違いますけれども、今日報告を受けました、議会の質問でも郷土資料の質問とかが出たかと思うのですが、議員さんたちは海老名市立郷土資料館と海老名市立歴史資料収蔵館があるのは多分ご存じなのだと思うのですが、全部図書館に置いてあるような発言をされている方もいらっしゃるの、それを指定管理者の方がどこかに片付けているとか。ぜひ海老名市立歴史資料収蔵館を宣伝していただいて、議員さん方にわかっているようにしてもらいたいです。要するに何か毎回、全部図書館にあつて、出さないとか、出しているとか、乱雑にしているとかという話をされている方も一部いらっしゃいますので、ご丁寧にその辺を説明していただきまして、議題に関係のない話で申しわけないのですが、よろしく願いいたします。

○伊藤教育長 松樹委員がおっしゃるように、海老名市立歴史資料収蔵館は本当に貴重な資料がありますので、それをそこで公開すれば見に来てくださる方もいるかもしれないけれども、連携という形で中央図書館のフロアで展示等する方が多くの方が目にしやすいということがあります。そういう意味の連携を図ってほしいとは思っています。そういうところにちょっと誤解があるかもしれないですね、歴史資料については。海老名市立歴史資料収蔵館で管理して、供せられるように準備は進んでおりますので。

○松樹委員 前にあったデジタル化だとか、今、教育長がおっしゃった連携で、今後、図書館でアーカイブというか、見られるなんていう形が早くできたらいいかなと思いますので、よろしく願いします。

○伊藤教育長 これは押方文化財係長、そうやって来られた方に写真を撮りたいという方がいらっしゃるということですね。

○文化財係長 いらっしゃいます。

○伊藤教育長 今は撮れませんよということになっているの。

○文化財係長 海老名市歴史資料収蔵館のほうは今までも、古文書や航空写真、地図など、特に個人情報がないものは精査して撮影を承認しています。

○伊藤教育長 具体的に言ったら、子どもたちが温故館に見学に行きました。今の子どもたちはタブレットを持って見学します。その場で写真も撮るし、録音したりもするのだけれども、それは今はダメなのですか。

○文化財係長 タブレットでということはまだあまりないと思うのですが、例えば歴史をテーマに、子どもたちが学校の授業で行ってスケッチをすとか、そういったことはあります。学校には資料を貸し出すこともできるので、館内で撮影やスケッチができないというのは規則がうまくかみ合っていない部分でした。

○伊藤教育長 そういうこともあって規則上の不備を修正するということだよな。わかりました。

○松樹委員 子どもたちが学習でというのは、許容範囲というか、個人情報がなければ撮ってもという話なのだと思います。例えばさっき言った地図に土地所有者の名前が入っていたり、面積が入っていたりとか。

○伊藤教育長 でも、そうやって子どもたちにも活用してもらったほうがいいよね。

○松樹委員 よりよい活用の仕方をしていただければと思っていますので。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第21号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第21号を原案のとおり可決いたします。

---

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会6月定例会を閉会いたします。